

# 目次

米国ビザ申請の手引き (Ver.22.1)

はじめに	6
<b>I. ビザの基本</b>	7
1. アメリカのビザ	7
2. ビザの有効期限と滞在期限の違い	9
3. 滞在期限の付与	10
4. ビザ種別によるビザの有効期間と滞在期限の違い	10
5. Automatic Revalidation	12
6. 商用と就労	12
7. ビザなしでの入国	14
(1) ビザウェーバープログラム(ビザ免除プログラム)	14
(2) グアム-北マリアナ諸島連邦のビザウェーバープログラム	19
(3) ビザなしでの入国のリスク	19
<b>II. 商用に必要なビザ</b>	21
1. Bビザとは	21
2. Bビザの有効期間と滞在許可期間	22
3. 商用では認められない作業ができるBビザ(エンジニアの取得するBビザ)	23
(1) B-1 (industrial worker)	23
(2) B-1 in lieu of H-1B	25
<b>III. 就労に必要なビザ</b>	27
1. Eビザ	27
(1) Eビザとは	27
(2) Eビザの種類	28
(3) Eビザの申請条件	30
(4) Eビザの有効期間と滞在許可期間	43
(5) グリーンプログラム	44
(6) Eビザの更新	44
(7) Eビザカンパニーの子会社での就労	44
(8) Eビザに対する誤解	45
(9) 家族のビザ	46
2. Lビザ	46
(1) Lビザとは	46
(2) Lビザの種類	47
(3) Lビザの申請条件	47
(4) 追加書類の要求	51
(5) Lビザの発給の時期、入国ができるタイミング、有効期間と滞在許可期間	51
(6) Lビザの延長 (I-797の延長)	52
(7) Blanket Lビザ	53
(8) 家族のビザ	56
3. H-1Bビザ	57
(1) H-1Bビザとは	57
(2) H-1Bビザの申請条件	58
(3) 追加書類の要求	60
(4) H-1Bビザの発給の時期、入国ができるタイミング、有効期間と滞在許可期間	60
(5) HH-1Bビザの延長 (I-797の延長)	61

(6) 雇用主の変更	61
(7) 家族のビザ	61
4. 4つの就労ビザのメリットとデメリット	62
(1) Eビザのメリット	62
(2) Eビザのデメリット	64
(3) Lビザのメリット	65
(4) Blanket Lビザのメリット	65
(5) Lビザのデメリット	66
(6) Blanket Lビザのデメリット	66
(7) H-1Bビザのメリット	66
(8) H-1Bビザのデメリット	67

<b>IV. 就学に必要なビザ</b>	69
1. Fビザ	69
(1) Fビザとは	69
(2) 申請手続き	70
(3) 出入国	70
(4) 転校	71
(5) 就労	71

<b>V. 研修に必要なビザ</b>	74
1. H-3ビザ	74
(1) 概要	74
(2) 家族のビザ	75
2. Bビザ	75
3. Jビザ	75
(1) Jビザとは	75
(2) Jビザの一般的な申請条件	76
(3) 業務研修のJビザの申請条件	76
(4) 業務研修のプログラム	78
(5) Jビザの有効期間と滞在許可期間	79
(6) Jビザでの出入国	79
(7) Jビザの更新	79
(8) Jビザの再申請	80
(9) Two-Year Rule	80
(10) Jビザ申請の注意点	80
(11) Jビザへのステータス変更	81
(12) Jビザから就労ビザへのステータス変更	81
(13) 家族のビザ	82

<b>VI. ビザの選定</b>	83
1. 短期間のアメリカへの派遣	83
(1) アメリカ国内の顧客に販売した設備や装置に関するサービスを行うことが、 売買契約書に含まれているケース	84
(2) B-1 (industrial worker)の条件を満たさないケース	84
(3) 研修が目的のケース	85
2. 若い社員のビザ	86
(1) H-1Bビザの取得	86
(2) 研修ビザの取得	86
(3) E(TDY)ビザの取得	86
3. 就労ビザの選定	87

<b>VII. 企業の統合・合併などへの対応</b> .....	89
ケース1：社名変更 .....	89
ケース2：アメリカの現地法人2社の統合 .....	90
ケース3：日本本社がホールディングカンパニーに移行 .....	90
ケース4：日本本社の統合に伴い、アメリカの現地法人も統合 .....	91
ケース5：アメリカの現地法人の親会社が変わる場合(Eビザ) .....	91
<b>VIII. 新しい会社のビザ申請</b> .....	93
(1) E-2ビザの場合 .....	93
(2) E-1ビザの場合 .....	93
(3) L-1ビザの場合 .....	94
(4) Blanket L-1ビザの場合 .....	94
(5) H-1Bビザの場合 .....	95
<b>IX. 永住権</b> .....	96
1. 永住権とは .....	96
2. 雇用ベースの永住権 (Employment-Based Immigration) .....	97
(1) EB-1 .....	97
(2) EB-2 .....	98
(3) EB-3 .....	98
(4) EB-4 .....	98
(5) EB-5 .....	99
3. 永住権の取得に必要なプロセス .....	99
(1) 第1ステップ：PERM申請 .....	99
(2) 第2ステップ：移民申請(I-140申請) .....	102
(3) 第3ステップ：永住権へのステータス変更・移民ビザ(Immigrant Visa)の取得 .....	102
4. カテゴリー別申請ステップ .....	103
(1) EB-1：卓越した能力(Extraordinary Ability)を有する人 .....	103
(2) EB-2：非常に優秀な能力を有する人、又は、専門職従事者で、修士号、 もしくは、学士号を保持し該当分野での5年の職務経験を有する人 .....	103
(3) EB-3：専門職従事者で学士号を有する熟練労働者又は非熟練労働者 .....	104
(4) EB-4：宗教活動家等、特別移民の申請条件を満たす人 .....	104
(5) EB-5：新しく米国家事に投資する人 .....	104
(6) EビザのManagerial Position、L-1Aの永住権申請(EB1-3) .....	104
(7) Eビザのessential skill、L-1B、H-1B保持者の永住権申請(EB-2またはEB-3) .....	104
5. 永住権へのステータス変更中の転職(永住権スポンサーの変更) .....	105
6. 雇用ベースの永住権申請の費用とスケジュール .....	106
(1) 雇用ベースの永住権にかかる費用 .....	106
(2) 雇用ベースの永住権申請のタイミング .....	106
7. 家族ベースの永住権申請(Family-Based Immigration) .....	107
(1) 年間割当数に制限がないカテゴリー .....	107
(2) 年間割り当て制限がある永住権カテゴリー .....	107
(3) 家族ベースの永住権申請の流れ .....	108
(4) 家族ベースの永住権申請にかかる費用 .....	109
8. DVプログラム(Electronic Diversity Visa Lottery) .....	109
9. その他の永住権の取得 .....	110
10. 再入国許可証(Re-entry Permit) .....	110
11. 市民権 .....	111

<b>X. ビザの申請</b> .....	113
1. 申請場所 .....	113
2. 面接 .....	113
3. 必要書類 .....	114
(1) Bビザ .....	114
(2) Eビザ .....	115
(3) Lビザ .....	118
(4) Blanket Lビザ .....	120
(5) H-1B .....	121
(6) Jビザ .....	122
(7) Fビザ .....	123
(8) 家族後日 .....	123
(9) 外国籍 .....	123
<b>XI. 面接</b> .....	124
1. Eビザ：Executive / Supervisory Employeeの場合 .....	125
2. Eビザ：Essential Employeeの場合 .....	127
3. Blanket L-1Aビザの場合 .....	129
4. Blanket L-1Bビザの場合 .....	131
5. B-1ビザ：通常の商用の場合 .....	133
6. B-1ビザ(industrial worker)の場合 .....	136
7. B-1 in lieu of H-1Bビザの場合 .....	138
8. Jビザ：企業研修の場合 .....	141
9. 英語での面接について .....	142
<b>XII. その他</b> .....	144
1. 入国審査 .....	144
2. ビザのキャンセル .....	145
3. 二重国籍 .....	145
4. 家族の就労 .....	146
5. 不法滞在 .....	147
6. 逮捕歴・犯罪歴 .....	147
7. 同居の実態 .....	147
8. 両親の家族ビザ .....	148
9. ビザを申請する際に必要なパスポートの残存期間 .....	148
10. パスポートの切り替え .....	149
11. 長期間商用での米国滞在後の再渡米 .....	149
12. アメリカの国民と市民権 .....	149
13. パスポートを紛失または盗難された場合の対応 .....	150
14. 非営利団体の就労ビザ .....	150
<b>XIII. Q&amp;A</b> .....	151
リファレンス .....	176

## はじめに

- 本資料に記載されている情報は米国移民国籍法(INA: Immigration and Nationality Act)、Foreign Affairs Manual (FAM)、Code of Federal Regulation (CFR)、国務省、移民局、在日アメリカ大使館のホームページ、アメリカ大使館(総領事館)からの指導、移民法弁護士からの情報、そしてグリーンフィールドの過去の経験や日常的に収集されるノウハウなどに基づいています。
- 本資料では最新かつ正確な情報の記載を心がけておりますが、運用の変更などにより古い情報が含まれている場合もあります。またグリーンフィールドの業務と関連の低い項目については、割愛している場合があります。
- 本資料の情報が原因でトラブル等が発生いたしましても責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- 本資料は著作権法により保護されています。本資料の著作権は株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンスにあります。書面による事前許可を得ずに本資料の一部、または全部を複製および転載することを一切禁じます。

# I. ビザの基本

## 1 アメリカのビザ

- 多くの国は自国の安全や雇用おびやかすなどの恐れのある人などの入国を防ぐため、そして入国時の審査を簡素化するため、事前に国外にある大使館、領事館などの在外公館でチェックを行い、入国許可証を発行します。この入国許可証がビザ(査証)です。
- アメリカのビザには非移民ビザと移民ビザの2種類があります。非移民ビザは駐在や留学など一時的な滞在のためのもので、滞在目的終了後は帰国することが求められます。一方移民ビザはアメリカに定住する意思のもと、更新すれば永久的にアメリカに居住することが許されます。そして移民ビザで入国後取得するのが永住権(グリーンカード)です。
- 非移民ビザには、A～Vビザ、NAFTAビザ、NATOビザがあり、さらに同じローマ字のビザでもHビザのようにH-1B、H-2、H-3、H-4と分類されているビザもあります。この中で一般的な企業が必要とするビザは主にBビザ(商用)、Eビザ(就労)、Fビザ(就学)、H-1Bビザ(就労)、Jビザ(研修)、Lビザ(就労)です。

## ② ビザの有効期限と滞在期限の違い

- ビザの有効期限は、そのビザで認められた目的でいつまでアメリカに“入国”できるかを示します。一方滞在期限はいつまでアメリカに“滞在”できるかを示します。
- ビザの有効期限を決めるのはビザを発行する国務省(U.S. Department of State)に所属するアメリカの在外公館(大使館・領事館)の領事です。一方滞在期限は国土安全保障省(U.S. Department of Homeland Security)が管轄する移民局(USCIS: U.S. Citizenship and Immigration Services)と、空港で入国審査を行う入国審査官が所属し、同じく国土安全保障省が管轄する税関国境警備局(CBP: U.S. Customs and Border Protection)に決定権があります。入国審査官にはビザ保有者を滞在させない(入国させない)権限があります。あくまでもビザはそのビザで認められた目的での入国審査を受けるための権利を与えるものであり、入国を保証するものではありません。
- 基本的にはビザの有効期限が過ぎていても滞在許可が有効であれば、合法的に滞在し続けることができます。ただし一度出国すると滞在許可は失効し、再入国するためには有効なビザが必要になります。
- 滞在期限を過ぎて滞在し続ければオーバーステイになります。ビザなしで渡航する際に認証が必要なESTAの質問の中に、オーバーステイの経験の有無があります。「あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在したことがありますか?」オーバーステイの経験がある場合はESTAの認証はまず通らず、その場合渡米するためにはビザを取得しなければなりません。またオーバーステイの理由によってはビザの取得も困難です。
- オーバーステイが180日を超えると3年間、さらに1年以上になると10年間米国に入国できなくなります。また1年以上不法滞在した後に入国許可などなく再入国しようとした場合、永久に入国禁止になります。<sup>※2</sup>
- Unlawful presence is any period of time when you are present in the United States without being admitted or paroled, or when you are present in the United States after your “period of stay authorized by the Secretary” expires. Unless an exception applies, you will be found inadmissible based on your accrual of unlawful presence if you:
  - Seek admission again within 3 years of leaving the United States before removal proceedings begin, after you accrued more than 180 days but less than 1 year of unlawful presence during a single stay;
  - Seek admission again within 10 years of leaving or being removed from the United States, after you accrued 1 year or more of unlawful presence during a single stay; or

※2 <https://www.uscis.gov/laws-and-policy/other-resources/unlawful-presence-and-inadmissibility>

アマチュア・プロフェッショナルを問わず、スポーツ選手(賞金獲得のみを目的とするスポーツ選手)	B-1
スポーツ選手、芸術家、芸能人	P
オーストラリア人労働者-専門分野	E-3
国境通過カード(BCC):メキシコ	BCC
商用	B-1
乗組員(米国内の船舶・航空機に乗務している方)	D
外交官および政府職員	A
使用人または乳母(外国人の雇用主に同行していること)	B-1
指定国際機関の職員、およびNATO	G1-G5, NATO
交流訪問者	J
交流訪問者-オベア	J-1
交流訪問者-J-1保持者の子供(21歳未満)または配偶者	J-2
交流訪問者-教授、学者、教員	J-1
交流訪問者-国際文化	J, Q
婚約者	K-1
米国駐在の外国軍人	A-2, NATO1-6
科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野で卓越した能力を持つ外国人	O-1
自由貿易協定(FTA)の専門職I:チリ	II-1B1
自由貿易協定(FTA)の専門職II:シンガポール	II-1B1
情報報道関係者(報道関係者、ジャーナリスト)	I
企業内転勤者	L
治療、訪問者	B-2
NAFTAの専門職労働者:メキシコ、カナダ	TN/TD
医療従事者が不足している地域に向く看護師	H-1C
医師	J-1, H-1B
宗教活動家	R
高度な専門知識を必要とする分野での専門職	H-1B
学生-中高生、大学生(語学学校を含む)	F-1
学生の同行家族-F-1保持者の同行家族	F-2
学生-専門	M-1
学生の同行家族-M-1保持者の同行家族	M-2
派遣労働者-季節的農業	H-2A
派遣労働者-非農業部門	H-2B
観光	B-2
雇用を主目的としないプログラムでの研修	H-3
投資駐在員	E-2
貿易駐在員	E-1
米国通過	C
人身売買被害者	T-1
犯罪行為被害者	U-1
米国内でのビザ更新-G, A, およびNATO	A1-2, G1-4, NATO1-6

非移民ビザの種類<sup>※1</sup>

- ビザは入国の目的によってそれぞれ使い分けられ、申請条件が異なります。そのため確実なビザの取得にはそれぞれのビザの申請条件を正確に把握しそのプロセスも理解した上で、それらが条件を満たしているかどうかを的確に判断する必要があります。

※1 <https://www.ustraveldocs.com/jp/ja/list-of-niv-visa-types>

- Reenter or try to reenter the United States without being admitted or paroled after you accrued more than 1 year of unlawful presence, in total, during 1 or more stays in the United States.

- オーバーステイすると、入国の際に利用したビザは無効になり、ビザは取り直す必要があります。<sup>※3</sup>

- (1) In the case of an alien who has been admitted on the basis of a nonimmigrant visa and remained in the United States beyond the period of stay authorized by the Attorney General, such visa shall be void beginning after the conclusion of such period of stay.

### 3 滞在期限の付与

- 米国の入出国記録はI-94と呼ばれています。滞在期限は入国時に入国審査官によって付与されます。パスポートにスタンプが押され、滞在ステータスと滞在期限が記入されます。
- 税関国境警備局のサイト<sup>※4</sup>からI-94を確認することができます。入国後に念のため確認することをお勧めします。I-94に間違いがあり修正が必要な場合、地域のDeferred Inspection Site<sup>※5</sup> (追加審査場)、Port of Entry<sup>※6</sup> (入国した空港、港) で修正の手続きを行いません<sup>※7</sup>。
- 与えられる滞在期限は、ビザ種別によって定められる期間と、パスポートの有効期間のどちらか短い方まで滞在許可が与えられます。またパスポートの有効期間が十分であっても入国審査官の判断によって、本来許可される期間よりも短くなることもあります。

### 4 ビザ種別によるビザの有効期間と滞在期限の違い

- H-1Bビザでは入国審査の際に発行される滞在期限は、通常I-797の期限、ビザの残りの有効期限のいずれとも一致します。
- Lビザは通常5年有効なビザが発給されます。そのため滞在期限はI-797 (Blanket Lの場合はI-129S)に記載される期限と通常一致しますがビザの有効期限とは一致し

<sup>※3</sup> 8 U.S.C. §1202(g) Nonimmigrant visa void at conclusion of authorized period of stay (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2017-title8/html/USCODE-2017-title8.htm#h>)

<sup>※4</sup> <https://i94.cbp.dhs.gov/home>

<sup>※5</sup> <https://www.cbp.gov/about/contact/ports/deferred-inspection-sites>

<sup>※6</sup> <https://www.cbp.gov/about/contact/ports>

<sup>※7</sup> <https://www.uscis.gov/i-9-central/form-i-94>

ません。ただしBlanket Lビザの場合、ビザの有効期限がBlanket I-797の有効期限(初めは3年間有効。延長することにより無期限になる。)に準ずることや、I-129Sの2ページIにある就労予定期間に準ずることもあります。

- Eビザは入国の都度、ビザの有効期限に関わらず(ビザの有効期間が2年を切っても)2年間の滞在が通常認められます。ただし入国審査官の判断によってビザの有効期限までしか滞在許可が与えられないこともあります。
- Jビザ(研修ビザ)で入国するとパスポートにはD/Sと書かれます。これはDuration of Statusの略で、研修の許可証であるDS-2019が有効である限りアメリカに合法的に滞在できることを示しています。例えば入国時にDS-2019の有効期限が1年後であれば滞在期限も1年後ですが、DS-2019を延長すれば滞在期限も自動的に延長されます。ただしビザの有効期限を過ぎれば再入国には新しいビザが必要になります。
- ビザの有効期間は国籍によって異なります。例えば日本人のBビザの有効期間は通常10年ですが、ベトナム人は通常1年です。またビザの申請を審査する領事の判断によって本来認められている期間より短くなることがあります。国籍によるビザの有効期間は[4] 国務省のサイト<sup>※8</sup>で確認することができます。

ビザ種別	ビザ有効期間	滞在許可期間	ビザの更新が可能な回数	最長連続滞在許可期間
E	5年	入国の都度2年	何回でも可	継続的に更新することにより、半永久的
L-1A	5年	I-797 (Blanket LビザはI-129S) に準ずる	滞在期間が累積で7年になるまで	7年
L-1B	5年	I-797 (Blanket LビザはI-129S) に準ずる	滞在期間が累積で5年になるまで	5年
H-1B	3年	I-797に準ずる	滞在期間が累積で6年になるまで	6年
J	DS-2019に記載される期間	DS-2019に記載されるプログラム終了日+30日 <sup>※9</sup>	DS-2019による	参加プログラムによる <sup>※10</sup>
F	I-20に記載される期間	I-20に記載されるプログラム終了日+60日 <sup>※9</sup>	I-20による	5年
B	10年	6か月	何回でも可	1年

ビザ種別別ビザ期限・滞在期限(日本人の場合、例外あり)

- Lビザ、Hビザなどでは実際にアメリカに滞在していた期間をもとに滞在許可が延長されます。例えば2024年にH-1Bビザを取得すると継続した場合は

<sup>※8</sup> <https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html>

<sup>※9</sup> "grace period"と呼ばれる帰国猶予期間。旅行をすることもできる。ただし、この期間に一度出国すると有効なビザがないため、再入国はできない。

<sup>※10</sup> [https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-2-part-d-chapter-3?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-2-part-d-chapter-3?utm_source=chatgpt.com)

2029年までしか滞在できませんが、間に2年間日本に帰国していればその期間は滞在期間に含まれないため、ビザは2029年が有効期限であっても、滞在許可の延長をすれば2031年まで滞在することができます。またその期間をカバーするビザを申請することもできます。

## ⑤ Automatic Revalidation

●非移民ビザが無効であってもI-94が有効であれば、下記の条件を満たすことによりアメリカへ再入国し、I-94の有効期限までそのまま滞在することが可能です<sup>※11</sup>。これを“Automatic Revalidation”といいます。ただし以下に該当する場合はビザが必要です。

- 新しいビザを申請したが、まだ発給されていない。
- 新しいビザを申請したが却下された。
- 米国外に30日以上滞在している。
- カナダ、メキシコ、または隣接する島以外の国に渡航したことがある。
- イラン、シリア、スーダンを含むテロ支援国家指定国の国民である。
- F学生ビザまたはJ交流訪問者ビザを所持し、キューバに渡航したことがある。
- M学生ビザを所持し、カナダおよびメキシコ以外の米国外に渡航したことがある。

## ⑥ 商用と就労

●国務省のサイト<sup>※12</sup>では、商用を以下のように説明しています。

- 商用一取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交渉

●またFAM<sup>※13</sup>では以下のような活動が商用に該当すると説明しています。

- Negotiate contracts (契約の交渉)
- Consult with business associates (ビジネス関係者との相談)
- Litigate (訴訟)
- Participate in scientific, educational, professional, or business conventions, conferences, or seminars (科学的、教育的、専門的、またはビジネス上の大会、会議、セミナーへの参加)
- Undertake independent research (独自の研究を行う)

※11 <https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/visa-expiration-date/auto-revalidate.html>

※12 <https://ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/>

※13 9 FAM 402.2-5(B)

●他にプロフェッショナルなアスリート、米国企業の取締役会のメンバーなど、特殊な目的に関する説明はありますが、FAMでも一般的な商用に関して明確に定義されているわけではありません。

●具体的な状況を想定するとイメージしやすくなります。

●現地法人のスタッフがすべき作業(活動、オペレーション)を日本からの出張者が行えば就労とみなされる可能性が高くなります。例えば米国に現地法人があり、顧客を訪問し、見積書などを作成するのはその現地法人の営業スタッフの行うべき活動の場合、それを日本からの出張者が代わりに行えば就労とみなされる可能性が高くなります。

●営業活動でも、製品の専門的な情報を提供したり、日本の生産プロセスや品質に関しての説明をしたり、現地法人の営業スタッフに同行し、サポートするのであれば、就労とみなされる可能性が低くなります。

●本社の事業部長が現地法人のトップを兼務しているような場合、それが現地法人のトップとしての活動なのか、本社の担当部門の責任者として活動なのか、必ずしも明確ではありません。基本的に現地法人の運営をオフィサーに任せており、年に数回のオフィサーとのミーティングで状況を確認し、指示を出す程度であれば、現地法人のトップはタイトルだけでなくでも本社の担当部門の責任者の立場でミーティングに参加しているとして、商用と主張するのは可能だと考えます。

●アメリカで同様のサービスが提供されている場合、就労とみなされる可能性があります。例えば日本からのツアーであってもハワイでインストラクターとしてヨガの指導をすれば、米国のインストラクターでもできる仕事をしているとして就労とみなされる可能性があります。

●自ら手を動かす場合は就労とみなされる可能性が高くなります。現場で自ら装置を操作、調整すればアメリカのエンジニアのすべき作業を代わりにしているとして、就労とみなされる可能性が高くなります。一方現場の立ち会い、口頭での指示、アドバイスや、手本を見せる程度であれば装置を操作しても就労とみなされる可能性は低くなります。ただし現場に入るスーパーバイズ業務では入国トラブルも増加していることから、通常は商用では認められない作業ができるBビザの取得が推奨されています。

●システムエンジニアが現地法人のスタッフと並んでシステム開発をしていれば、就労を疑われる可能性があります。ただし現地法人のパソコンを使っていたとしてもそのシステム開発が日本の業務であれば、商用の範囲とみなされるべきと考えます。

●製品の製造に携わっても、試作品の作成をサポートする程度であれば商用とみなされる可能性があります。

●コンサルティング業務の場合、アメリカでは情報収集や分析などの部分的な作業だけで、主な作業が日本で行われるのであれば、商用とみなされる可能性があります。一方アメリカのオフィスが受注したプロジェクトにメンバーとして日本オフィスから派遣されるような場合は、就労とみなされる可能性が高くなります。

●これらの状況を整理すると、以下の質問に答えることで判断できます。

- 実際に手を動かす(hands on)作業か？
- 間接的な作業か、直接的な作業か？
- 現地のスタッフの行うべき作業を代わりに行う(アメリカ人から仕事を奪う)か？
- 間接的な作業か、直接的な作業か？
- 実際の製品やサービスのためのオペレーションを担うか？

●ただしこれらの質問を組み合わせても判断が難しいことは珍しくありません。また商用の範疇とみなすことができるかについては移民法弁護士の間でも意見が分かれることは少なくありません。実際は入国審査官や、トラブルとなり移民局が判断を下さなければなりません。

●コンプライアンスが重視される中で、ばれなければいいと言うものではありませんし、不法就労と分かっているながら社員にビザなしで渡米させるのも問題です。重要なのはどこまでを商用と考え行動するか、そのガイドラインを明確にすることです。就労を疑われた場合でもそのガイドラインに基づく判断であると、少なくとも説明ができます。そしてそのガイドラインを渡米する社員にきちんと理解させることが重要です。

## 7 ビザなしでの入国

### (1) ビザウェーバープログラム(ビザ免除プログラム)

- 日本人が短期(90日以下)の観光や商用、通過でアメリカに入国する際ビザを必要としないのは、1988年から日米間で実施されているビザウェーバープログラムという相互的な特例措置があるためです。
- ビザウェーバープログラムが適用されるのは、2025年11月現在、Andorra (Oct. 1, 1991), Australia (July 29, 1996), Austria (Oct. 1, 1991), Belgium (Oct. 1, 1991), Brunei (July 29, 1993), Chile (Mar. 31, 2014), Croatia (Dec. 1, 2021), Czech Republic (Nov. 17, 2008), Denmark (Oct. 1, 1991), Estonia (Nov. 17, 2008), Finland (Oct. 1, 1991), France (July 1, 1989), Germany (July 15, 1989), Greece (Apr. 5, 2010), Hungary (Nov. 17, 2008), Iceland (Oct. 1, 1991), Ireland (Apr. 1, 1995), Israel (Sept. 29, 2023), Italy (July

29, 1989), Japan (Dec. 15, 1988), Korea, Republic of (Nov. 17, 2008), Latvia (Nov. 17, 2008), Liechtenstein (Oct. 1, 1991), Lithuania (Nov. 17, 2008), Luxembourg (Oct. 1, 1991), Malta (Dec. 30, 2008), Monaco (Oct. 1, 1991), Netherlands (July 29, 1989), New Zealand (Oct. 1, 1991), Norway (Oct. 1, 1991), Poland (Nov. 11, 2019), Portugal (Aug. 9, 1999), Qatar (Nov. 21, 2024), San Marino (Oct. 1, 1991), Singapore (Aug. 9, 1999), Slovakia (Nov. 17, 2008), Slovenia (Sept. 30, 1997), Spain (Oct. 1, 1991), Sweden (July 15, 1989), Switzerland (July 1, 1989), Taiwan<sup>‡</sup> (Nov. 1, 2012), United Kingdom (July 1, 1988)(カッコ内はプログラムの開始時期)<sup>※</sup>14の42の国や地域の国籍保有者です。

●これらの国や地域以外の国籍保有者は、たとえ数日の商用や観光目的であってもアメリカに入国するにはビザが必要となります。

●以下国務省のHP<sup>※15</sup>より(一部抜粋)

- ビザウェーバープログラムを利用してビザなしで米国に90日以下の渡航をするためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ☞ ビザウェーバープログラム参加国の国籍であること。
- ☞ チップが内蔵された有効なパスポート(e-passport)を所持していること。
- ☞ 電子渡航システム(ESTA)により渡航認証が承認されていること。
- ☞ 渡航の以下の目的であること。
  - > 商用一取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交渉。
  - > 観光・旅行一旅行、休暇、娯楽、友人や親族の訪問、休養、治療、同窓会や社交、奉仕活動など、及び報酬を伴わない音楽やスポーツなどイベント或いはコンテストのアマチュア参加。
  - > 通過一米国の通過。

- 空路または海路で入国する場合は、さらに以下の条件を満たす必要があります。

- ☞ 往復または次の目的地までの航空券・乗船券を所持していること。(最終目的地がメキシコ、カナダ、バミューダ、カリブ諸島の場合はそれらの国の合法的な居住者でなければならない。)
- ☞ 米国土安全保障省と協定しているビザウェーバープログラム参加航空会社または船会社で渡航する。(個人所有や公用の飛行機・船舶には適用されない。)
- ☞ 陸路または指定された港からフェリーで入国する場合は、事前に仮のI-94を申請することで、入国審査の時間を短縮することができます<sup>※16</sup>。

- 以下の条件に該当する場合、ビザウェーバープログラムでの渡航資格がないため、渡米前にビザを取得する必要があります。

※14 <https://www.dhs.gov/visa-waiver-program>

※15 <https://ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/>

※16 <https://i94.cbp.dhs.gov/home>

- ☞ 2011年3月1日以降に北朝鮮、イラン、イラク、リビア、ソマリア、スーダン、シリアまたはイエメンに渡航または滞在したことがある。(ただし、ビザウェーブプログラム参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するためにこれらの国に渡航した場合は、例外とする。)
- ☞ 2021年1月12日以降にキューバに渡航または滞在したことがある。(ただし、ビザウェーブプログラム参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するためにこれらの国に渡航した場合は、例外とする。)
- ☞ ビザ免除プログラム参加国の国籍と、キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者。

#### ● 公用または外交パスポートで渡米する場合

- ☞ 公用または外交パスポート所持者が観光または通過の目的で渡米する場合、ビザウェーブプログラムを利用することができる。ただし公務で渡米する場合は90日以下の滞在であっても、公用または外交ビザを取得しなければならない。

- 国土安全保障省長官が法執行機関や米国の国家安全保障上の利益になると判断した場合には、上記の制限を免除することがあります。免除を受けられるかどうかは、個々に審査されます。以下の条件を満たす渡航者は免除に該当する可能性があります。

- ☞ 国際機関、地域機関、政府機関の代表として公務を遂行するためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
- ☞ 人道支援を行うNGOを代表して任務を遂行するためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
- ☞ ジャーナリストとして、報道目的のためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
- ☞ 「包括的共同作業計画」(2015年7月14日)の合意後に合法的な商用目的のためイランに渡航した人。
- ☞ 合法的な商用目的でイラクに渡航した人。

- 有罪判決の有無にかかわらず逮捕歴のある人、犯罪歴(恩赦や大赦などの法的措置がとられた場合も含む)がある人、重い伝染病を患っている人、過去に米国への入国を拒否されたり強制送還された人、ビザウェーブプログラムで入国し、オーバーステイしたことがある人は、ビザウェーブプログラムを利用することはできません。渡米するためには、ビザを取得しなければなりません。ビザを持たずに入国しようとすると入国を拒否されることがあります。
- 逮捕や有罪に至らないような交通違反の場合は、その他のビザウェーブプログラムの条件を満たしていればこのプログラムの利用が可能です。米国滞在中に交通違反を犯し、罰金未払いあるいは法廷審問に出頭しなかったような場合

は、逮捕状が出されている可能性もあり、入国審査で問題になることが予測されます。

- 米国での留学や就労のために渡米する場合、90日を超えて滞在する場合、または滞在期間を延長することや滞在資格を変更する予定がある場合には、ビザウェーブプログラムを利用することはできません。入国地で、ビザ免除渡航者の渡米目的が留学や就労、あるいは90日を超えて滞在するであろうと移民審査官が判断した場合、入国は許可されません。
- ビザウェーブプログラムによる米国通過

- ☞ ビザウェーブプログラムの条件を満たしている人は、ビザなしで米国を通過することもできるが、ESTA渡航認証が必要。
- ☞ 米国を通過してカナダ、メキシコ、近隣諸島に旅行する場合は、通過を含めカナダ、メキシコ、近隣諸島での全滞在期間が90日を超えないことを条件に、交通手段を問わず、帰路米国に再入国することができる。
- ☞ カナダ、メキシコ、近隣諸島以外の国に行くために米国を通過し、帰路米国に再度入国する場合は、ビザ免除協定会社の飛行機や船を利用しなければならないが、90日以内である必要はない。また、再入国に際して新たにI-94Wの記入が必要。
- ☞ 米国を通過してメキシコ、カナダ、バーミューダ、カリブ諸島に居住するために米国を通過する人は、それぞれの国の合法的な居住者でなければならない。

● ビザウェーブプログラムでの滞在の場合は、WB:Waiver for Business(商用)、またはWT:Waiver for Tourism(観光)とパスポートに記載されます。

● ビザウェーブプログラムを利用してアメリカに入国した場合、90日を超えて滞する理由が発生しても、移民局での滞在許可の延長や滞在ステータスの変更は通常できません。

● ビザウェーブプログラムを利用してアメリカに入国する際は、飛行機や船舶に搭乗する前にオンラインでESTA(Electronic System for Travel Authorization:電子渡航認証システム)の渡航認証を受けなければなりません。

- ESTAとは、渡航者がビザウェーブプログラムの条件を満たしているかを事前に判定するシステムです。(ESTAで渡航すると言う人もいますが、正確には“ESTAの認証を受けてビザなしで渡航する”です。またESTAはビザではありません。)
- 判定は72時間以内に出ます。認証の期限は取り消し措置が取られない限り2年間、もしくはパスポートの有効期限までです。
- ビザなしで渡航する場合、この渡航認証を受けていないと飛行機に乗ることがで

きません。また渡航認証が受けられなかった場合、ビザを取得しなければ入国できません。

- ESTAの渡航認証には21ドルの手数料が必要です。ただし渡航認証が拒否された場合は処理費用の4ドルのみ請求されます。
- ESTAの主な質問です。(質問は変更されることがあるため、正確な情報はESTAの申請サイトで確認をしてください。※17)

☞ 提供情報

- > 基本情報(氏名・生年月日・パスポート番号・国籍・他国の国籍・出身国等)
- > 連絡先情報(メールアドレス・電話番号・現住所)
- > 渡米先情報(米国での連絡先、宿泊)
- > 緊急連絡先
- > 職業・勤務先情報(該当がある場合)
- > 過去・現在の他国籍情報

☞ 適格性に関する質問(「はい・いいえ」で回答)

- > 違法薬物の所持・使用または密売に関連する法規違反歴があるか
- > テロ活動・スパイ行為・破壊活動・集団虐殺への関与があるか
- > 詐欺・不正代理行為により米国ビザや入国資格を得ようとしたことがあるか
- > 米国政府の許可なく米国で就労した経験があるか
- > 米国政府により承認された期間を超えて米国に滞在したことがあるか
- > 米国ビザ申請で否認されたことがあるか、米国への入国を拒否されたことがあるか
- > 特定の対象国(イラン、イラク、北朝鮮など)への渡航歴があるか、該当者の場合追加質問
- > 疾患・健康状態に関する質問(感染症等)
- > 現在または過去に退去強制等の措置を受けたことがあるか

- 適格性に関する質問にYesと回答しても、渡航認証が受けられることがあります。
- 以下の場合、再度渡航認証を受ける必要があります。

- ☞ 渡航者が新しいパスポートを発行されている場合
- ☞ 渡航者が改名した場合
- ☞ 渡航者が性転換した場合
- ☞ 渡航者の国籍が変わった場合
- ☞ 「はい」または「いいえ」の回答を要するESTA申請書の質問に対する渡航者の以前の回答の基となる状況が変わった場合

- ESTAの入力を間違えた場合、国務省のサイト※18には以下のように書かれています。

☞ 「当Webサイトでは、パスポート番号の再確認を含め、申請者が申請書を提出するのに先立ってデータを確認及び修正することができます。必要とされる支払い情報を含む申請書を提出する前に、パスポート番号、パスポート発行国、国籍保有国、及び生年月日を除く全ての申請データ分野を修正することができます。申請者がパスポート又は経歴情報を間違えた場合、申請者は新しい申請書を提出する必要があります。関連する料金は、提出された新しい申請書ごとに請求されます。その他のいずれかの間違いは、「ESTAステータスの確認」の下の「個人ステータスの確認」をクリックすることにより修正又は更新することができます。旅行者が資格に関する質問に誤って回答した場合には、各ページの下部にあるCBP情報センターのリンクをクリックしてください。」

## (2) グアム・北マリアナ諸島連邦のビザウェーバープログラム

- 2009年11月28日から北マリアナ諸島連邦にも米国移民法が適用されました。それに伴い、グアム・北マリアナ諸島連邦ビザウェーバープログラム(Guam-CNMI VWP)が実施されています。
- 詳しくは国土安全保障省のサイト※19をご参照下さい。

## (3) ビザなしでの入国のリスク

- 就労目的であるにも関わらず「短期間の滞在だから」「ビザの取得が間に合わないから」という理由でビザなしで渡米するケースが見受けられます。確かによほど頻繁に渡米しているか、または過去に複数回の長期滞在がなければ、「商用」としての入国を疑われることはまずありません。しかしながらこれは虚偽の申告であり、判明した場合のペナルティは大きなものとなります。また企業が就労と分かっているながら社員にビザなし(商用)で入国させている場合、不法就労を黙認または強制させていることになり、コンプライアンス的にも大きな問題です。
- ビザなしで入国拒否を受けた場合、そのまま日本に帰国しなければなりません。一度入国拒否を受けるとESTAの入国拒否の質問に「はい」と回答することになり、まず間違いなくESTAの認証を受けることができなくなります。観光目的のハワイ旅行であってもビザの取得が必要となり、ビザを取得しようとしても入国拒否の記録はビザの取得を難しくします。現時点ではいつ以降の入国拒否に関してという申告の期限が設定されていません。そのためいつまたESTAの認証が受けられるようになるかは分かりません。
- 同じ会社からまとまって渡米する場合、入国拒否を受けるとすでに入国審査を済ませた同僚も入国が認められなくなることがあります。また会社名がデータベースに登録され、後日入国する同僚に影響を与えることもあります。空港によっては所

※17 <https://esta.cbp.dhs.gov/>

※18 <https://esta.cbp.dhs.gov/faq?lang=ja>

※19 <https://www.dhs.gov/guam-cnmi-visa-waiver-program>

## II.

## 商用に必要なビザ

属する会社名を告げるだけで別室での審査になることもあります。

- 通常就労とみなされる活動も条件によってはビザなしでの入国が認められる一方で、ビザなしでの入国が適切かどうか、ビザ申請をしないため事前に領事の判断を仰ぐことができません。ビザなし渡航は手軽と思われていますが、商談のような一般的な商用でない場合は慎重に判断すべきです。

## 1 Bビザとは

- ビザウェーバープログラムが使える場合、Bビザは90日を超えてアメリカに滞在が必要な観光目的または商用のためのビザです。一方ビザウェーバープログラムを利用できない場合は滞在日数に関わらず、商用にはB-1ビザが必要となります。アジアでビザウェーバープログラムが利用できるのは、ブルネイ、日本、シンガポール、韓国および台湾だけです<sup>※20</sup>。
- Bビザの申請のハードルは高いわけではありませんが、通常はビザを必要としない日本人は、あえてビザが必要であることを領事に納得させる必要があります。
- トランジットなどでアメリカを通過する場合は通常Cビザですが、Bビザをすでに保有している場合はBビザで通過することができます<sup>※21</sup>。
  - If you already have a valid visitor (B) visa, you may be able to use it to transit the United States. If you are a citizen of a participating country, you may be able to transit the United States on the Visa Waiver Program.
- Bビザには商用のB-1ビザと観光目的のB-2ビザがあります。日本人の場合はどちらを申請しても、B-1/B-2ビザとして発給されるのが一般的で、商用でも観光でも利用できます。

※20 <https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/tourism-visit/visa-waiver-program.html>

※21 <https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/other-visa-categories/transit.html>

- 以下の職種・活動に対して、FAMでは例外的に商用の潜在を認めています<sup>※22</sup>。ただしそれぞれに条件があります。

- Members of Religious Groups

- Participants in Voluntary Service Programs

- Members of Board of Directors of U.S. Corporation

米国法人の取締役会のメンバーが、取締役会に出席、または取締役会のメンバーとしての職務遂行を目的とする場合。

- Professional Athletes

- Yacht Crewmen

- Coasting Officers

- Investor Seeking Investment in United States

米国への投資を求める申請者(E-2非移民投資家としての資格を得るための投資を含む)は、その理由のみによってBビザの資格を喪失するものではない。同様に、EB-5移民ビザを申請する者が、Bビザのその他の要件(米国での滞在ステータスの変更を目的として入国する意図がないことなど)を満たしている場合、資格取得の可能性のある投資を調査・監視するためにBビザが発給されることがある。投資を求める申請者は、全てのB-1/B-2旅行者と同様に、Bビザの滞在ステータスで米国に滞在中は、生産的労働に従事したり、事業の経営に積極的に関与したりすることは禁止されている。

- Equestrian Sports

- B-1 Visa for Transit or Travel to the Outer Continental Shelf (OCS)

- 一般的に、入国の目的がビザ申請時と異なる場合、そのビザで入国すべきではありません。一方Bビザは商用のB-1ビザを申請しても観光もできるB-1/B-2としてビザが発行されます。また10年間もの有効期間が与えられることから、必ずしも申請時の目的には限定されず、商用、観光目的であり、有効期間内であれば、そのビザでの入国が可能と考えます。

- 渡米の頻度が高かったり、長期間滞在したことがある場合、入国審査で就労を疑われることがあります。入国の際のトラブルを避けるためとして、本来ビザを必要としない90日以下の滞在であってもBビザは発給されています。

## ② Bビザの有効期間と滞在許可期間

- ビザの有効期間は国籍によって異なります<sup>※23</sup>。日本人の場合Bビザは10年間有効なものが発行されます。ただし領事の判断によって短縮されることもあります。

※22 9 FAM 402.2-5(C) Applicants Coming to United States to Pursue Employment Incidental To their Professional Business Activities

※23 <https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html>

- ビザが有効であれば入国の都度通常6か月の滞在許可が与えられます。ただし入国審査官の判断によってそれより短くなることもあります。

- 移民局に申請することにより滞在期間を6か月間延長することができます。以前の国務省のサイトでは「滞在期間の延長は、突然またはやむを得ぬ人道的理由がある場合にのみ認められます。」となっていたようですが、ビジネス上の理由でも延長が認められています。ただし2度以上の延長は認められないようです。また滞在許可の延長申請中は合法的にアメリカに滞在することができます。

## ③ 商用では認められない作業ができるBビザ(エンジニアの取得するBビザ)

### (1) B-1 (industrial worker)

- FAMに以下のように書かれています<sup>※24</sup>。

- a. An applicant coming to the United States to install, service, or repair commercial or industrial equipment or machinery purchased from a company outside the United States or to train U.S. workers to perform such services. However, in such cases, the contract of sale must specifically require the seller to provide such services or training and the visa applicant must possess unique knowledge that is essential to the seller's contractual obligation to perform the services or training and must receive no remuneration from a U.S. source.

- b. These provisions do not apply to an applicant seeking to perform building or construction work, whether on-site or in-plant. The exception is for an applicant who is applying for a B-1 visa for supervising or training other workers engaged in building or construction work, but not actually performing any such building or construction work.

- 設備や装置などでは、据付、試運転なども含めてメーカー側の責任で行われることは珍しくありません。アメリカの企業からすればそういった作業(サービス)も含めて購入することで、設備や装置の本来の能力を発揮させることができます。そのため装置や設備の販売に伴う作業(サービス)が売買契約書に含むことが明記されている場合、据え付け工事などの、通常であれば商用の範疇を超える作業であっても商用の範囲として認められます。

※24 9 FAM 402.2-5(E)(1) Commercial or Industrial Workers

- 商業装置、産業装置でありアメリカ外から購入されていること。
- 作業に装置などのインストール、サービス、修理、トレーニングなどが含まれること。
- 売買契約書の中にこれらの作業が必要とされることが明記されていること。
- 派遣される技術者が契約に基づく作業を行うのに必要な特別な知識を有すること。
- 作業に対して、アメリカを源泉とする報酬を受け取らないこと。
- 建設実務ではないこと。ただし実作業を含まない、作業員の監督(supervise)やトレーニングは認められる。

● 国務省のサイトにも「ビザ申請者は、当該サービス又は研修の実施に不可欠な独自の知識を有し」とあります。単なる“作業員”では申請は認められない可能性があります※25。

- 技術者が、日本の企業の米国の購入者に販売した商工業用機械・機器の設置、サービス、または修理等を行う目的で渡米予定で、それらが売買契約に明記されている場合は商用としてのB-1ビザが該当します。ただし、“ビザ申請者は、当該サービス又は研修の実施に不可欠な独自の知識を有し”、米国を源泉とする報酬を受けることはできません。また、企業はこれらのサービス提供に対し当初の売買契約書に定められたもの以外の支払いを受けることはできません。予定される活動が記載されていない場合は就労ビザが必要です。なお、B-1ビザは建築や建設業務には該当しませんので、契約書にそうしたサービスを提供することが含まれていても就労ビザが必要です。

- B-1ビザは上述の商工業設備および機器の設置、サービス、修理のために米国人の研修を行う目的で渡米する技術者にも該当します。このような場合も報酬は日本の企業から支払われ、研修が行われることが売買契約書に明記されていなければなりません。

● 装置の売買契約は日本の法人とアメリカの顧客の間で直接結ばれるとは限りません。例えばアメリカの現地法人が日本本社から機器を仕入れ、アメリカの顧客に販売。契約に含まれるメンテナンスに関しては対応ができないため、日本本社との間で業務委託契約を結ぶということもあります。このような場合もそれぞれの間で契約が交わされ、契約が繋がっていれば日本から技術者を派遣しその作業をさせることができます。間に商社などの資本関係のない会社が入っていても申請は認められています。

● 大型の装置などの場合、設置作業に自社やグループ会社だけでなく、資本関係のない協力会社からも派遣が必要になることもあります。このような場合でも協力会社との間で業務委託契約が結ばれていれば申請は認められています。またアメリカの顧客までのつながりを示す契約書を全て提出できなくても、サポートレターのなかでその関係性や役割を明確に説明することで、申請が認められています。

※25 <https://ustraveldocs.com/jp/ja/business-visa/>

● 親会社と子会社間などの取引の場合、売買契約書が結ばれていないことは少なくありません。そのような場合売買契約書でなくても、設備、サービスそれぞれの発注書でも申請は認められています。

● Bビザで認められる滞在期間は6か月であるため、それ以上滞在する場合は移民局への滞在許可の延長申請をするか、あるいは一度出国し、再度渡米する必要があります。

● 通常日本人には10年間有効なB-1 (industrial worker)が発給されますが、有効期間が半年または1年に限定されることもあります。

## (2) B-1 in lieu of H-1B

● BビザでありながらH-1Bで認められる就労に該当する作業ができるビザです。

- There are cases in which applicants who qualify for H1 or H3 visas may more appropriately be classified as B-1 visa applicants in certain circumstances, e.g., a qualified H1 or H3 visa applicant coming to the United States to perform H1 services or to participate in a training program. (9 FAM 402.2-5(F)a.)

● 一般的なB-1ビザの条件に加え、以下の条件を満たすことが求められます。

- 現地での業務内容がH-1Bのspecialty occupationに該当すること。

☞ specialty occupation:大学の学部レベルで得られる特殊な知識(大学の卒業資格がない場合は3年間の就労経験を大学の1年とみなし、12年以上の経験がそれに準ずる)を用いる職種。

- 申請者の学歴、職歴がH-1Bの条件を満たすこと。
- 一時的な就労であること。

☞ Bビザに準ずる滞在期間(6か月)

● 売買契約にその活動が含まれていなければならないB-1 (industrial worker)と異なり、B-1 in lieu of H-1Bは理系の大学卒、高卒でも十分な経験のあるエンジニアであれば、多くの場合条件を満たし、派遣先を問わずspecialty occupationに該当する業務を行うことができます。ただし現地での業務内容が、生産設備の設置、試運転、改造、修繕などでも、生産プロセスや設備の構造を理解した上で指示を出すエンジニアに対して、指示を受ける作業員の場合、specialty occupationに該当しないとみなされる可能性があります。

# III. 就労に必要なビザ

- エンジニア以外でも事業開発のスペシャリストとしてB-1 in lieu of H-1Bを取得した実績もあります。
- 通常B-1 in lieu of Hは有効期間が半年または1年に限定されます。
- 2025年11月現在、面接後に本国照会が行われ、1か月半～2か月程度かかっています。

ここでは企業が利用する一般的な就労ビザである、Eビザ、Lビザ(Blanket Lビザ)、H-1Bビザについて説明します。

## 1 Eビザ

### (1) Eビザとは

- Eビザはアメリカとの間で商業と航海に関する条約が結ばれた84か国<sup>※26</sup>の国籍保有者に対して発給が認められているビザです。日本人に対しては日米友好通商航海条約に基づき、1953年10月30日より有効になっています。
- アメリカの移民局へのペティション申請<sup>※27</sup>が必要ないことが大きな特徴です。そのため日本人は申請作業を日本国内で完結させることができます。その代わり大使館(総領事館)に対し、米国の拠点のEビザカンパニーとして登録(Eビザ登録)とその更新を求められます。
- 韓国企業のEビザ新規申請は東京大使館で受け付けられ、ビザも発給されました。また日本企業のEビザ新規申請がペルーで受け付けられたケースがあります。会社の国籍と同じ国で登録・申請しなければならないというわけではありません。

※26 2025年11月現在。Albania, Argentina, Armenia, Australia, Austria, Azerbaijan, Bahrain, Bangladesh, Belgium, Bolivia, Bosnia and Herzegovina, Brunei, Bulgaria, Cameroon, Canada, Chile, China (Taiwan), Colombia, Congo (Brazzaville), Congo (Kinshasa), Costa Rica, Croatia, Czech Republic, Denmark, Ecuador, Egypt, Estonia, Ethiopia, Finland, France, Georgia, Germany, Greece, Grenada, Honduras, Ireland, Israel, Italy, Jamaica, Japan, Jordan, Kazakhstan, Korea (South), Kosovo, Kyrgyzstan, Latvia, Liberia, Lithuania, Luxembourg, Macedonia, Mexico, Moldova, Mongolia, Montenegro, Morocco, Netherlands, New Zealand, Norway, Oman, Pakistan, Panama, Paraguay, Philippines, Poland, Portugal, Romania, Senegal, Serbia, Singapore, Slovak Republic, Slovenia, Spain, Sri Lanka, Suriname, Sweden, Switzerland, Thailand, Togo, Trinidad & Tobago, Tunisia, Turkey, Ukraine, United Kingdom, Yugoslavia (<https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/fees/treaty.html>)

※27 ペティション: 嘆願書とも訳される。Lビザ、H-1Bビザなどは、まず移民局に対するペティション申請が許可され、I-797が発給されなければビザの申請ができない。